

令和7年度版

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業

(県外出荷促進) 補助金

実 施 の 手 引 き

目 次

1	申請から支給までの手続き	1
2	補助対象事業者について	2
3	補助対象経費について	2
4	補助対象品目について	3
5	輸送重量について	4
6	輸送金額について	4
7	補助単価について	5
8-1	交付申請について	6
8-2	物流合理化計画について	6
9	補助金の交付決定について	10
10-1	遂行状況の報告について	10
10-2	添付資料について	10
11	書類のまとめ方について	13
12	事業内容の変更について	13
13	事業の中止等について	13
14	実績報告について	14
15	補助金の支払いについて	16
16	書類の整理・保管について	16

～参考資料～

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進) 補助金	交付要綱	17
おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進) 補助金	実施要領	23
	・補助事業者履行義務誓約書	
	・暴力団排除に関する誓約書	
	・共同企業体協定書(様式例)	

はじめに

「おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）補助金」は、県産農林水産物を県外に出荷する団体等に対し、県外出荷に要する輸送費について、県が予算の範囲内で補助金を交付するものです。

補助事業者は、誠意をもって事業を遂行しなければならないのはもちろんのこと、沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）やおきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）、県の通知等に従っていただく必要があります、県はその指導監督を行うこととなっています。

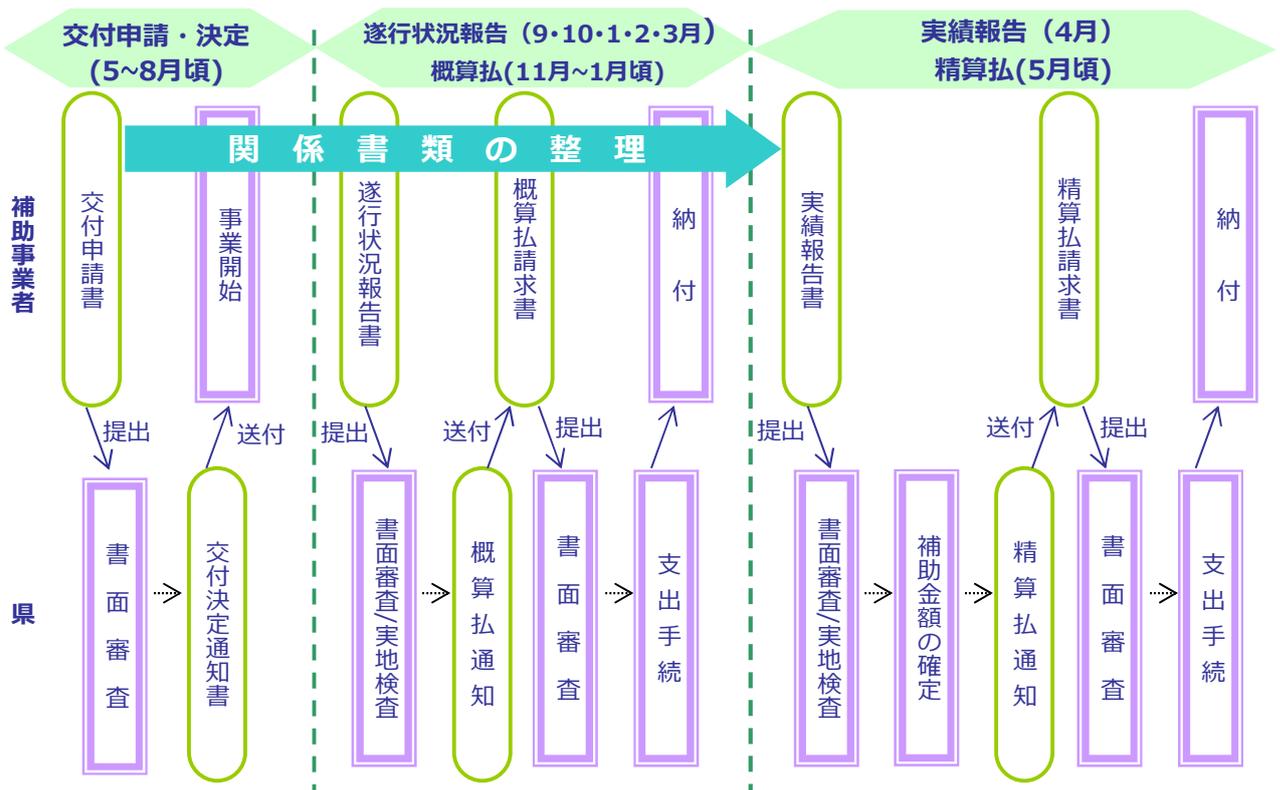
補助事業を行う際は、事前にこの手引きをよく読み、手順に従って事務を進めていただくようお願いいたします。

1 申請から支給までの手続き

補助金の申請から支給までの事務手続は下図のとおりです。

補助事業者においては、日ごろから必要書類等を整理するなど、各手続について事前に準備を行い、各種報告の提出期限を厳守しなければなりません。

<おきなわ農林水産物県外出荷促進事業の標準フロー>



2 補助対象事業者について

補助金の申請を行うことができる団体は、県産農林水産物の出荷を行い、かつ、県内に出荷等の拠点を有する団体のうち、次の何れかに該当する団体です。

- ア 農業協同組合又は農事組合法人
- イ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合
- ウ 森林組合又は森林組合連合会
- エ 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する組合等（例：事業協同組合、企業組合、協業組合等）
- オ その他、知事が認める団体

(1) 農地法に規定する農地所有適格法人のうち、農地法第6条の報告を行っているもので、次の①又は②を満たすもの。

- ①家計を別にする農家3戸以上が株主又は社員となっていること。
- ②家計を別にする常時雇用者を3名以上雇用していること。

(2) 複数の法人で構成する団体で、県産農林水産物の共同出荷を目的とするもの。

(3) 県産農林水産物の出荷を行う法人で、前年度の県外出荷量が次の基準を満たしているもの。

対象区分	青果物	花き	畜産物	鮮魚等	モズク
県外出荷量 (トン/事業年度)	700	2,000	3,000	500	500

3 補助対象経費について

補助の対象となる経費は、県産農林水産物を県外の卸売市場や小売業等の事業者へ出荷するのに要する輸送費の全部又は一部になります。

ただし、一部、対象外となるものがありますので、注意してください。

<対象外の例>

- ・個人（消費者）への出荷（配送）
- ・宅配便を利用した出荷（事業者向け含む）
- ・試供品等
- ・出荷先へ送料を請求できる場合
- ・輸送費相当分が別で収入がある場合
- ・社内取引
(出資関係図に示される完全支配関係があるグループ内企業間の取引)

4 補助対象品目について

補助の対象となるのは、県内で生産された農林水産物（水産物については県内で水揚げされたもの）です。

＜補助対象品目例＞

区分	対象区分	品目例
野菜		さやいんげん、ゴーヤー、レタス、スイートコーン、ばれいしょ、さといも、オクラ、かぼちゃ、とうがん、すいか、メロン、ニンジン、ピーマン、島らっきょう、トマト、ミニトマト、きゅうり、キャベツ、モロヘイヤ、バジル、野菜パパイア、えだまめ、その他の野菜類
果樹	青果物	マンゴー、パパイア、中晩柑類(タンカン等)、パッションフルーツ、シークワーサー、パインアップル、アセローラ、びわ、アテモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、温州みかん、その他の果樹類
その他の農産物等		かんしょ(※1)、薬用作物類、ハーブ類、その他の地域特産作物 リュウキュウマツ等県産材、特用林産物(きのこ類等)
花き	花き	輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、洋ラン、トルゴギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、その他の花き類
畜産物	畜産物	牛肉類(※2)、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物
水産物	鮮魚等	エビ類(クルマエビ)、スギ、ハタ類(ヤイトハタ)、海ぶどう(クビレズタ)、アーサ(ヒトエグサ)、マグロ類、カジキ類、イカ類(ソデイカ)、カツオ類、その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物
	モズク	モズク(※3)

上記の県産農林水産物は、主たる品目を例示したものです。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、補助金要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとします。

ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとします。

- 1 サトウキビ
- 2 食品表示法で定める加工品
- 3 次に掲げるは、この限りでない。

(1) 「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。

(2) 「牛肉類」については、個体認識番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取り扱うものとする。

(3) 「モズク」については、塩蔵されたモズクを含むものとする。

5 輸送重量について

出荷品目ごとの輸送重量が、kg単位で確認できなければなりません。

【例】「●箱」、「●ケース」、「コンテナ●個」→×
請求書に記載のない場合は、確認できる書類を添付してください。

【留意事項】

- (1) 水産物（鮮魚等）において、保存のために氷を詰めて空輸している場合、氷の重量も含めて輸送費用に含まれているのであれば、運送業者の請求書で確認できるものは補助対象とします。
- (2) 請求書内に記載されている代引き手数料は含まれません。
- (3) 観葉鉢物については、船舶・航空輸送の全てにおいて、以下の標準重量（鉢サイズ別）を適用することとします。

	規 格	重 量
1	2寸以上 3.5寸未満	0.1kg
2	3.5寸以上 4.5寸未満	0.5kg
3	4.5寸以上 6寸未満	1.0kg
4	6寸以上 8寸未満	2.0kg
5	8寸以上 9寸未満	5.0kg
6	9寸以上 尺2未満	10.0kg
7	尺2以上	20.0kg

6 輸送金額について

出荷品目ごとの輸送金額が、税抜で確認できなければなりません。請求書に税込み額のみ記載されている場合は、**輸送金額（税込）÷1.1 ※小数点以下切り捨て** で税抜額を算出し、余白に記載してください。

請求書に記載のない場合は、確認書類を添付してください。

参考 ～請求書に記載のある輸送金額に含めて計上できるもの～

航空・船舶 ともに○	運賃 中継料	発地料金 配達料	着地料金 チルド料金	(輸送) 手数料
船舶のみ○	燃料調整金	コンテナリース料	荷役料	保管料

※コンテナリース料は、出荷のみ計上できます。

7 補助単価について

補助単価は、以下(1)(2)のうち、**低い方が補助単価**となります。

- (1) **年間輸送金額(税抜) ÷ 年間県外出荷量(輸送重量)**
= 年平均輸送単価(実費単価) ※小数点以下切り捨て
- (2) 交付要綱に規定されている**基準額**

離島から沖縄本島を経由して出荷する場合は「離島→沖縄本島」、「沖縄本島→県外」のそれぞれ個別の算定が必要です。

※沖縄本島を経由する場合は、請求書が離島から沖縄本島までの請求書と沖縄本島から県外までの請求書が分かれている場合をいいます。

発地	着地	輸送方法	対象区分	基準額(円/Kg)	発地	着地	輸送方法	対象区分	基準額(円/Kg)	
沖縄本島	県外	航空	青果物	50	南大東島	県外	航空	全区分	—	
			花き	62				船舶	全区分	—
			畜産物	81			沖縄本島 (経由に限る)		航空	全区分
			鮮魚等	71				船舶	全区分	8
			モズク	88				多良間島	県外	航空
		青果物	17	船舶	全区分	—				
		花き	26		沖縄本島 (経由に限る)	航空	全区分		—	
		畜産物	13	船舶		全区分	18			
		鮮魚等	12	石垣周辺 離島		県外	航空		全区分	120
		モズク	8		船舶		全区分	—		
宮古島	県外	航空	全区分		96	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全区分	—	
		船舶	全区分	34	船舶		全区分	—		
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全区分	72	与那国島	県外	航空	全区分	170	
		船舶	全区分	18			船舶	全区分	—	
石垣島	県外	航空	全区分	98	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全区分	—		
		船舶	全区分	32		船舶	全区分	—		
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全区分	82	沖縄本島 周辺離島	県外	航空	全区分	107	
		船舶	全区分	24			船舶	全区分	12	
久米島	県外	航空	全区分	182	沖縄本島 (経由に限る)	船舶	全区分	8		
		船舶	全区分	27		久米島	県外	航空	全区分	119
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全区分	119	船舶			全区分	15	
		船舶	全区分	15						

備考 この表に定める発地又は着地の適用地域は以下のとおりとする。

- (1) 沖縄本島周辺離島 伊平屋島、伊是名島、伊江島、津堅島、粟国島、渡名喜島、渡嘉敷島及び座間味村に属する離島、久高島
(2) 石垣周辺離島 竹富町に属する離島
(3) 「—」は、周辺地域の基準額を基に、知事が必要と認めた額

【補助単価算定例】

- ① 出荷重量 バナナ100kg (航空) 輸送金額(税抜) 宮古島→本島(経由) ￥8,000
 $¥8,000 \div 100\text{kg} = \text{実費単価 } ¥80/\text{kg}$ …… 基準額が補助単価となります
実費単価 $¥80/\text{kg} > \text{基準額(宮古島-本島 航空) } ¥72/\text{kg}$
- ② 出荷重量 バナナ100kg (船舶) 輸送金額(税抜) 本島→県外 ￥1,500
 $¥1,500 \div 100\text{kg} = \text{実費単価 } ¥15/\text{kg}$ …… 実費単価が補助単価となります
実費単価 $¥15/\text{kg}$ < 基準額(本島-県外 船舶) $¥17/\text{kg}$

8-1 交付申請について

補助金の交付を申請する者は、交付申請書（第1号様式）及び物流合理化計画を作成し、期日までに提出する必要があります。

交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければなりません。なお、提出後、内容の確認や追加書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

- (1) 履歴事項全部証明書
- (2) 直近の税務申告書（受理が確認されるもの）及びその附属書類として次に掲げるもの
 - ・ 法人事業概況説明書等の写し
 - ・ 出資関係図^{※1}
- (3) 青色申告事業者であることを証する書類
- (4) 消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類
- (5) 補助事業者履行義務誓約書（代表者印で押印）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（代表者印で押印）
- (7) 債権・債務者登録申出書^{※2}（通帳の写し含む）
- (8) 手引き「2 補助対象事業者について」の「オ その他、知事が認める団体」に該当する団体は、以下を追加で添付。

オ（1）①に該当する団体 ⇒ 農地所有適格法人報告書（写）

オ（1）②に該当する団体 ⇒ 農地所有適格法人報告書（写）、
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定
通知書又は、被保険者縦覧照会回答票。

オ（2）に該当する団体 ⇒ 協定書^{※3}、構成員全員の上記（1）～（4）。

オ（3）に該当する団体 ⇒ 前年度の県外出荷実績がわかる資料（任意様式）^{※4}

※1 内国法人との間に完全支配関係がある法人のみ提出。

※2 複数法人で構成する団体の場合、共同企業体の名称を冠した代表者名義の口座で提出。

※3 協定書に ①代表者・組織及び運営についての定めがあること

②構成員が生産した農林水産物の共同出荷を目的とすることの定めがあること。

③作成日/施行日・適用日の記載があること。 【様式例を参照】

※4 根拠資料等の確認を求める場合があります。

8-2 物流合理化計画について

補助金の交付を申請するにあたり、売り上げに対する物流コストの現状を把握し、合理化に向けた取り組みを検討する必要があります。

交付申請書の提出と併せて、物流合理化計画を提出してください。

ただし、県が行う物流合理化計画策定支援を受けて同計画を策定する場合にはこの限りではありません。

組織形態別 交付申請書類一覧

組織形態	交付申請書	事業計画書	交付申請 明細	物流合理化 計画	履歴事項全部 証明書(原)	法人事業概況 説明書等(写)	出資関係図 (写)	青色申告事業 者を証する書 類(写)	消費税込適格請 求書発行事業 者を証する書 類(写)	補助事業者履 行義務誓約書 (原)	暴力団排除に 関する誓約書 (原)	農地所有適格法 人報告書(写)	健康保険・厚生年金 保険被保険者標準報 酬決定通知書/被保険 者総覧照会回答票	協定書	前年度の県外 出荷実績がわ かる資料
ア	農業協同組合 農事組合法人	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○				
イ	漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業生産組合	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○				
ウ	森林組合 森林組合連合会	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○				
エ	中小企業等共同組合及び 中小企業団体の組織に関す る法律に規定する組合等 事業協同組合 企業組合 協業組合 等	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○				
オ	その他知事が認める団体														
(1)	農地法第6条の報告を行っているもの	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○	○			
	① 家計を別にする農家3戸以上雇用	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○	○			
	(2)	農地法第6条の報告を行っているもの	○	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○		
	② 家計を別にする常時雇用者を3名以上雇用	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○		
(3)	複数の法人で構成する団体で、県産農林水産物 の共同出荷を目的とするもの	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	
(4)	県産農林水産物の出荷を行う法人で、前年度の 県外出荷量が次連を擁しているもの	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	○

※内国法人との間に完全支配関係がある法人のみ提出

オ(4)基準	対象区分	青果物	花き	畜産物	鮮魚等	モズク
県外出荷量 (トン/事業年度)		700	2000	3000	500	500

記入例

第1号様式（交付要綱第7条関係）

令和●年●月●日

沖縄県知事 殿

団体名 ●●組合
所在地 沖縄県●●
代表者名 法人名
代表取締役 ●●●●

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進） 補助金交付申請書

令和●年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業計画 別添のとおり
- 2 交付を受けようとする補助金の額 金 42,690 円（内訳は別添）
- 3 添付書類

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進） 事業計画書

1 申請者の概要

（ふりがな） 名称	●●組合		
所在地	〒●●●●●● 沖縄県●●		
代表者名	法人名 代表取締役 ●●●●	電話番号	●●●●●●●●
実務責任者	法人名 役職 ●●●●	メールアドレス	●●●●●●@●●●●●●.●●

基本的に 4月1日～3月31日

2 事業実施期間 令和●年4月1日 ～ 令和●年3月31日

3 交付申請内訳

輸送区間 発地 着地	輸送方法	対象区分	対象区分ごとに作成		小計
			輸送重量	基準額	
沖縄本島 県外	航空	青果物	610 kg	50 円/kg	30,500 円
	船舶		430 kg	17 円/kg	7,310 円
宮古島 県外	航空	全区分	kg	円/kg	円
	船舶		kg	円	円
	航空		kg	円	円
	船舶		kg	円	円
石垣島 県外	航空	全区分	kg	円/kg	円
	船舶		kg	円	円
	航空		kg	円/kg	円
	船舶		kg	円/kg	円
与那国島 県外	航空	全区分	kg	円/kg	円
	船舶		kg	円	円
	航空		kg	円/kg	円
	船舶		kg	円/kg	円
沖縄本島周辺離島 県外	航空	全区分	kg	円/kg	円
	船舶		kg	円/kg	円
	航空		kg	円/kg	円
	船舶		610 kg	8 円/kg	4,880 円
合計					42,690 円

「合計」欄 「4 交付申請明細（今年度出荷計画）」の申請額と同じ

4 交付申請明細（今年度出荷計画）

個別品目	区分	輸送区間		輸送方法		基準額	対象区分ごとに作成												申請額（円）			
		発地	着地	①	②		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		計		
さやいんげん	野菜	沖縄本島	県外	船舶		17	100	50	10						10	50	10	50	50	100	430	7,310
ゴーヤー	野菜	沖縄本島	県外	船舶	航空	58	10	50	100	100	100	100	100	100	50						610	35,380
							100	10	50	50	100	1,040	42,690									

輸送方法：基本的に①にのみ記入
主に離島からの輸送について一旦本島を経由する場合に②を記入
①離島→本島（経由）の輸送方法
②本島→県外 の輸送方法（離島→本島、本島→県外で行を分けずに記載する場合のみ）

交付要綱別表「基準額」から引用
離島→（本島経由）→県外の場合は以下①+②の単価を記載
①離島→本島（経由）の単価
②本島→県外 の単価（離島→本島、本島→県外で行を分けずに記載する場合のみ）

「合計」欄 「3 交付申請内訳」の合計と同じ

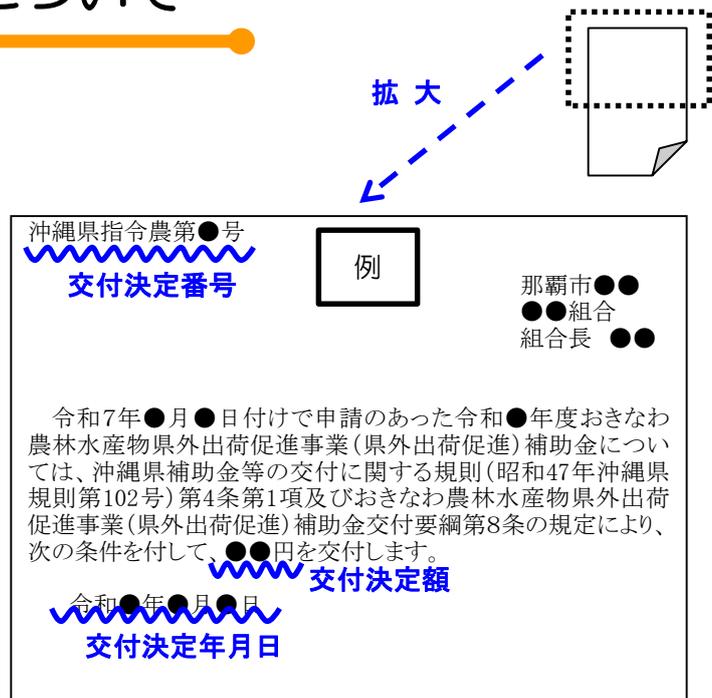
5 前年度出荷実績

個別品目	県 外 出 荷 分												計
	県 外 輸 送 重 量 (kg)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
さやいんげん	98	58	23	12			8	30	30	68	77	102	506
ゴーヤー	12	44	88	89	90	98	103	65	10				599
（前年度（旧）補助事業者） ⇒（前年度（旧））補助事業実績報告と同じ数量を記載 <p>（新規の補助金申請者） ⇒前年度販売実績の数量を記載</p>													
合計	110	102	111	101	90	98	111	95	40	68	77	102	1,105

9 補助金の交付決定について

補助事業者から提出された交付申請書について、内容が適切と認められたものに対し、県から右図のような交付決定通知書を送付します。

交付申請書を始めとして、県への関係書類・及び補助事業者が提出する書類は、全て5年間保管しておく必要があります



10-1 遂行状況の報告について

補助事業者は、四半期ごと（第4四半期は各月の提出）の事業の遂行状況について、知事が別に定める日までに県に報告を行わなければなりません。

提出すべき書類は次のとおりです。

- 1 遂行状況報告書（第5号様式）
- 2 物流合理化計画（実績記載）
- 3 遂行状況明細書、遂行状況明細書附属書類
- 4 添付書類（輸送費の請求書等）

10-2 添付資料について

補助金算定の根拠として、1)出荷日、2)出荷品目、3)出荷先、4)輸送方法、5)輸送重量、6)輸送金額 が記載された請求書等を報告書に添付してください。

請求書等で1)～6)が確認できない場合は、確認できる資料（仕切書、発注書等。任意様式可）を追加で添付してください。

なお、県には書類のコピーを提出することとし、書類の原本は補助事業者において整理・保管を行わなければなりません。

記入例

沖縄県知事 殿

交付決定：
直近の
交付決定番号

交付決定
団体名
所在地
代表者名
沖縄県指令農第●●号
●●組合
沖縄県●●
法人名
代表取締役 ●● ●●

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業遂行状況報告書
(県外出荷促進)

令和●●年●●月●●日付け交付決定の通知を受けたおきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）について同事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき遂行状況を次のとおり報告します。

報告分の月を記載

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業遂行状況 (令和●●年7月～令和●●年9月)

記

対象区分ごとに作成

交付申請対象区分	青果物	発地	着地	輸送方法	対象区分	輸送重量	補助単価	小計
沖縄本島	県外	航空	船舶	青果物	9,000 kg	50 円/kg	450,000 円	
					kg	円/kg	円	
宮古島	県外	航空	船舶	全区分	3,000 kg	96 円/kg	288,000 円	
					kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	船舶		3,000 kg	72 円/kg	216,000 円	
					kg	円/kg	円	
石垣島	県外	航空	船舶	kg	円/kg	円		
				kg	円/kg	円		
久米島	県外	航空	船舶	kg	円/kg	円		
				kg	円/kg	円		
石垣島周辺離島	県外	航空	船舶	kg	円/kg	円		
				kg	円/kg	円		
与那国島	県外	航空	船舶	kg	円/kg	円		
				kg	円/kg	円		
				kg	円/kg	円		
				kg	円/kg	円		
沖縄本島周辺離島	県外	航空	船舶	kg	円/kg	円		
				kg	円/kg	円		
				3,000 kg	100 円/kg	300,000 円		
合計							1,254,000 円	

補助単価：
「遂行状況明細書附属書類」の
「1-3 補助単価の算定」で選定された
「補助単価」を記載

交付要綱の別表第2 備考(1)(2)に定める島が複数あり、かつ補助単価が異なる場合は適宜セルを追加して作成してください。

遂行状況明細書の「実績額」合計と同じ

遂行状況明細書

交付申請対象区分 青果物 対象区分ごとに作成

個別品目	区分	※周辺 離島名	輸送区間		輸送方法	補助 単価	輸送重量(kg)												実績額 (円)	
			発地	着地			①	②	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月
メロン	野菜		沖縄本島	県外	航空	50				3,000	3,000	3,000							9,000	450,000
メロン	野菜		石垣島	本島経由	航空	4														
カボチャ	野菜		宮古島	本島経由	航空	72				1,000	1,000	1,000							3,000	216,000
カボチャ	野菜		石垣島	本島経由	航空	4														
カボチャ	野菜		宮古島	県外	航空	96				1,000	1,000	1,000							3,000	288,000
カボチャ	野菜	粟国島	本島周辺離島	県外	航空	100				1,000	1,000	1,000							3,000	300,000
合計										6,000	6,000	6,000							18,000	1,254,000

周辺離島名：
該当する場合のみ入力

補助単価：
「遂行状況明細書附属書類」の
「1-3 補助単価の算定」で選定された
「補助単価」を記載

区分：
交付要綱の別表第1
「区分」より

月別の「遂行状況明細書附属書類」のうち
「1 輸送実績 ①補助対象輸送重量 (Kg)」と一致

遂行状況明細書附属書類

報告区分 2四半期

記入例

1 輸送実績		輸送方法	航空	対象区分	青果物	9 月分			
※発送日	個別品目	輸送事業者	※周辺離島名	発地	着地	①補助対象 輸送重量(Kg)	②補助対象外 輸送重量(Kg)	③補助対象 輸送費(円)	④補助対象外 輸送費(円)
9/4	メロン	〇〇運送	周辺離島： 該当する 場合のみ 入力	沖縄本島	県外	1,000		100,000	
9/5	メロン	〇〇運送		沖縄本島	県外	1,000	800	100,000	50,000
9/6	メロン	〇〇運送		沖縄本島	県内		800		50,000
9/7	メロン	〇〇運送		沖縄本島	県外	1,000		100,000	
	カボチャ	(株)□□		宮古島	沖縄本島	1,000	800	100,000	50,000
	カボチャ	(株)□□		宮古島	県外	1,000		100,000	
	カボチャ	(株)□□	粟国島	本島周辺離島	県外	1,000		100,000	
	対象外	(株)□□	粟国島	本島周辺離島	県内		800		50,000
航空 小計						6,000	3,200	600,000	200,000

発送日：
記載する欄が多くなるようであれば
発送日別の記載は省略しても構いません。
日を省略する場合、請求書等のうち
どの部分が対象外であるか、
コメントや見え消しを入れる等
わかるようにしてください。

輸送重量は
小数点以下切り捨て

報告区分：
「1四半期」
「2四半期」
「3四半期」
「1月分」
「2月分」
「3月分」から選択

「遂行状況明細書附属書類」は対象区分、輸送方法、月別に作成してください
補助対象外輸送重量、輸送費も記載してください(輸送事業者別でまとめて記載)。
補助対象外分は品名は省略してください。

1-2 報告区分毎まとめ 輸送方法【航空】 四半期毎の合計を記載してください

※周辺離島名	発地	着地	⑤補助対象 輸送重量(Kg)	⑥補助対象 輸送費(円)	報告区分
	沖縄本島	県外	3,000	20,000	1四半期
	宮古島	沖縄本島	300	1,000	1四半期
	石垣島	沖縄本島	500	2,000	1四半期
	沖縄本島	県外	9,000	900,000	2四半期
	宮古島	沖縄本島	3,000	300,000	2四半期
	宮古島	県外	3,000	300,000	2四半期
粟国島	沖縄本島周辺離島	県外	3,000	300,000	2四半期
航空 小計					

「1-2 報告区分毎まとめ」
「1-3 補助単価の算定」
補助単価算定のため
四半期毎の合計を記載してください
4, 5月、7, 8月、10, 11月分の附属書類では
空欄で構いません。

「発地」
「着地」を記載すると
実単価が計算されます

補助単価は個別品目別ではなく
「対象区分」「発地・着地」別で
算出します

1-3 補助単価の算定 輸送方法【航空】

※周辺離島名	発地	着地	⑤補助対象 輸送重量(Kg)	⑥補助対象 輸送費(円)	実単価 ⑥/⑤	基準額	補助単価
	沖縄本島	県外	12,000	920,000	76	50	50
	宮古島	沖縄本島	3,300	301,000	91	72	72
	石垣島	沖縄本島	500	2,000	4	82	4
	宮古島	県外	3,000	300,000	100	96	96
粟国島	沖縄本島周辺離島	県外	3,000	300,000	100	107	100
			0	0			

周辺離島は島別で補助単価を算出

基準額：
交付要綱の別表第2「基準額」
から引用

補助単価：
「実単価」と「基準額」のうち
金額が低い方が選定されます

次月繰越分(仕入先の離島から沖縄本島に集積したが当月県外出荷できなかった個別品目)

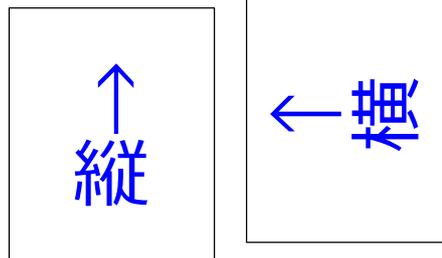
発地	輸送方法	個別品目	該当取引日	繰越数量	繰越額

該当する場合のみ記載

11 書類のまとめ方について

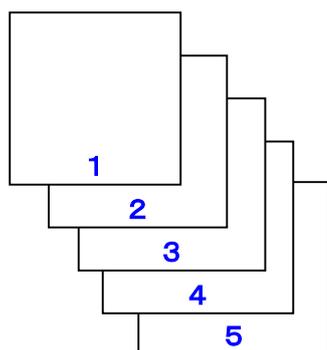
報告書や添付書類のサイズは、全てA4に統一してまとめ、保管してください。

また、用紙の向きは右図のとおりとします。



※資料のまとめ方

【例】



- 1 遂行状況報告書/実績報告書
- 2 物流合理化計画
- 3 遂行状況明細書、附属書類
- 4 請求書（写）
- 5 請求書だけで確認できない内容の補足資料等

12 事業内容の変更について

補助事業を遂行する中で、実績額が交付決定額より **増える** 見込みがある場合、又は交付決定額に比べ **2割以上減る** 見込みがある場合は、交付決定額の変更手続きを行わなければなりません。

手続きを行う期間については、県から補助事業者あて通知しますので、定められた期日までに計画変更承認申請書（第3号様式）を県に提出しなければなりません。

13 事業の中止等について

交付決定の内容又は条件に不服がある場合は、交付決定通知を受けた日から20日以内に交付申請取下げ書（第2号様式）を県に提出しなければなりません。

また、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、遅滞なく中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を県に提出しなければなりません。

14 実績報告について

補助事業が完了した場合は、実績報告書（第6号様式）を県に提出しなければなりません。提出すべき書類は以下のとおりです。

- 1 実績報告書（第6号様式）
- 2 物流合理化計画（実績記載）
- 3 県に未報告分の実績に係る確認書類（3月分の遂行状況報告書含む）

年度の途中で事業が完了した場合は、30日以内の実績報告書を提出してください。
 年度末まで事業を行う場合の提出期限については、県から補助事業者へ通知します。
 定められた期日を厳守しなければ補助金の支払いを受けることができません。

※書類の記載方法、添付書類等については遂行状況報告と同様

様式

第6号様式（交付要綱第12条関係）

令和●年●月●日

沖縄県知事 殿

交付決定
団体名
所在地
代表者名

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）
補助金実績報告書

令和●年●月●日付け沖縄県指令第●号で交付決定の通知を受けたおきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）補助金について、同事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施期間 令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

2 事業の実績 別紙のとおり

3 交付決定の額及びその実績額

(1) 交付決定額 ●●●,●●● 円

(2) 実績額 ●●●,●●● 円

(3) 差引 ●●●,●●● 円

4 添付書類

別紙1（第6号様式関係）
令和●年度 事業実績

交付申請対象区分			対象区分	輸送重量	補助単価	小計
発地	着地	輸送方法				
沖縄本島	県外	航空	全区分	k.g	円/A.k	円
		船舶		k.g	円/A.k	円
宮古島	県外	航空		k.g	円/A.k	円
		船舶		k.g	円/A.k	円
	沖縄本島	航空		k.g	円/A.k	円
		船舶		k.g	円/A.k	円
石垣島	県外	航空		k.g	円/A.k	円
		船舶		k.g	円/A.k	円
	沖縄本島	航空		k.g	円/A.k	円
		船舶		k.g	円/A.k	円
久米島	県外	航空		k.g	円/A.k	円
		船舶		k.g	円/A.k	円
	沖縄本島	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
南大東島又は 北大東島	県外	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
	沖縄本島	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
多良間島	県外	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
	沖縄本島	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
石垣島周辺離島	県外	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
	沖縄本島	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
与那国島	県外	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
	沖縄本島	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
沖縄本島周辺離島	県外	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
	沖縄本島	航空	k.g	円/A.k	円	
		船舶	k.g	円/A.k	円	
合 計						円

15 補助金の支払いについて

補助事業者は、事業が完了して実績報告を提出し、県から補助額の確定通知があった場合に、補助金 **全額** の支払いを受けることができます。 【事業完了後】

ただし、遂行状況報告で県による確認が済んだ実績分については、補助事業者が希望する場合は概算払いにより補助金の **一部** の支払いを受けることができます。

【11～1月頃を予定】

なお、概算払い時の補助単価は、遂行状況報告で確認が済んだ実績累計分から算出した値を使用します。

支払手続については、県から補助事業者に通知しますので、定められた期日までに精算払請求書（第8号様式）又は概算払請求書（第7号様式）を提出してください。

16 書類の整理・保管について

県から支払いを受けた補助金については、他の経費と明確に区分して経理の状況を明らかにするとともに、関係書類については全て、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければなりません。

また、事業遂行中及び完了後においても、実地検査により県が内容確認を行う場合があります。補助事業者は、日頃から書類一式の整理・保管を徹底し、県からの内容確認に対応できるように準備しなければなりません。

～保管すべき書類～

- 県からの通知
- 県に提出した申請書、報告書の写し
- 県に提出した報告書等の添付書類原本
- 補助事業に係る輸送費の確認書類原本

※輸送費に係る請求書、領収書、送り状、仕切書、発注書等

※出荷先からの売買仕切り書、発注書、受領書等

- 出荷品目が県産農林水産物であることがわかる書類（仕入関係書類）
- 補助金の収支（補助金の分配・使途含む）について記載した帳簿等

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、沖縄県から県外へ出荷される県産農林水産物について、県外産地との競争条件の不利性を解消するため、予算の範囲内で出荷団体の県外出荷に要する輸送費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、沖縄農林水産物不利性解消事業費補助金交付要綱（令和7年3月28日府政沖第132号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 県外 北海道、本州、四国及び九州をいう。ただし、鹿児島県に属する離島は除く。
- (2) 県産農林水産物 県内で生産された農林水産物（水産物については県内で水揚げされたもの）とし、別表第1に掲げるものをいう。ただし、原則、加工したものは除く。
- (3) 出荷団体 次に掲げる団体のうち、当該団体又はその構成員が県産農林水産物の出荷を行い、かつ、県内に出荷等の拠点を有する団体をいう。
 - ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合又は農事組合法人
 - イ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合
 - ウ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合又は森林組合連合会
 - エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する組合等
 - オ その他、知事が認める団体

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、県産農林水産物を県外に出荷する出荷団体（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象期間)

第4条 本要綱における交付の対象となる補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の4月1日から3月31日までとする。

(交付の対象)

第5条 知事は、補助対象事業者が補助対象期間に県産農林水産物を県外の卸売市場や小売業等の事業者へ出荷するのに要する輸送費（無料で提供される試供品等の輸送費は除く。以下「補助対象経費」という。）の全部又は一部について、補助金を交付する。ただし、宅配便については、原則補助の対象外とする。

(補助金の額)

第6条 前条の規定により交付する補助金の額は、次の各号のいずれか低い額に、県外出荷重量を乗じて算出した額とする。

- (1) 1キログラムあたりの補助対象経費（税抜）
- (2) 別表第2「基準額」欄に掲げる金額

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度知事が定める日までに交付申請書(第1号様式)及び物流合理化計画を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定に基づく補助金の交付の申請があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、適正と認めたときは、交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第7条の規定に基づき補助金の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下書(第2号様式)を補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内に知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、遅延なく計画変更承認申請書(第3号様式)又は中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定を受けた額を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の各四半期(第4四半期分を除く)の遂行状況について、知事の要求があったときは、遂行状況報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は知事の定める日のいずれか早い期日までに実績報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、事業が適正に遂行されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告書を提出した補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、知事が定める日までに概算払請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第10条第2号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場

合には、第8条の決定の内容（第10条第1号の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

（立入検査）

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員に帳簿その他の物件を検査させることができる。

（証拠書類の整理）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経費について、他の経費と明確に区分して収支及び支出を記載した帳簿を備え、その経理の状況を明らかにしなければならない。

- 2 補助事業者は前項の帳簿及び補助金にかかる証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2号関係）

区分	対象区分	品目例
野菜	青果物	さやいんげん、ゴーヤー、レタス、スイートコーン、ばれいしょ、さといも、オクラ、かぼちゃ、とうがん、すいか、メロン、ニンジン、ピーマン、島らっきょう、トマト、ミニトマト、きゅうり、キャベツ、モロヘイヤ、バジル、野菜パパイヤ、えだまめ、 その他の野菜類
果樹		マンゴー、パパイヤ、中晩柑類（タンカン等）、パッションフルーツ、シークワーサー、パインアップル、アセローラ、びわ、アテモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、温州みかん、その他の果樹類
その他の農産物等		かんしょ（※1）、薬用作物類、ハーブ類、その他の地域特産作物 リュウキュウマツ等県産材、特用林産物（きのこ類等）
花き	花き	輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、洋ラン、トルゴギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、 その他の花き類
畜産物	畜産物	牛肉類（※2）、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物
水産物	鮮魚等	エビ類（クルマエビ）、スギ、ハタ類（ヤイトハタ）、海ぶどう（クビレズタ）、アーサ（ヒトエグサ）、マグロ類、カジキ類、イカ類（ソデイカ）、カツオ類、 その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物
	モズク	モズク（※3）

上記の県産農林水産物は、主たる品目を例示するものである。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、この要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとする。ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとする。

1 サトウキビ

2 食品表示法で定める加工品

3 次に掲げる注記事項（※）は、この限りでない。

(1) 「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。

(2) 「牛肉類」については、個体認識番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取り扱うものとする。

(3) 「モズク」については、塩蔵されたモズクを含むものとする。

別表第2 (基準額)

発地	着地	輸送方法	対象区分	基準額 (円 /Kg)
沖縄本島	県外	航空	青果物	50
			花き	62
			畜産物	81
			鮮魚等	71
			モズク	88
		船舶	青果物	17
			花き	26
			畜産物	13
			鮮魚等	12
			モズク	8
宮古島	県外	航空	全区分	96
		船舶	全区分	34
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全区分	72
		船舶	全区分	18
石垣島	県外	航空	全区分	98
		船舶	全区分	32
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全区分	82
		船舶	全区分	24
久米島	県外	航空	全区分	182
		船舶	全区分	27
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全区分	119
		船舶	全区分	15
南大東島 北大東島	県外	航空	全区分	—
		船舶	全区分	—
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全区分	140
		船舶	全区分	8
多良間島	県外	航空	全区分	—
		船舶	全区分	—

	沖縄本島（経由に限る）	航空	全区分	—
		船舶	全区分	18
石垣周辺離島	県外	航空	全区分	120
		船舶	全区分	—
	沖縄本島（経由に限る）	航空	全区分	—
		船舶	全区分	—
与那国島	県外	航空	全区分	170
		船舶	全区分	—
	沖縄本島（経由に限る）	航空	全区分	—
		船舶	全区分	—
沖縄本島周辺離島	県外	航空	全区分	107
		船舶	全区分	12
	沖縄本島（経由に限る）	船舶	全区分	8

備考 この表に定める発地又は着地の適用地域は以下のとおりとする。

- (1) 沖縄本島周辺離島 伊平屋島、伊是名島、伊江島、津堅島、粟国島、渡名喜島、渡嘉敷島及び座間味村に属する離島、久高島
- (2) 石垣周辺離島 竹富町に属する離島
- (3) 「—」は、周辺地域の基準額を基に、知事が必要と認めた額

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）補助金実施要領

第1 趣旨

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）補助金の実施について必要な事項を、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第18条の規定に基づき、以下のとおり定めるものとする。

第2 定義

交付要綱第2条で定義される用語について、次のとおり定めるものとする。

1 交付要綱第2条第2号に規定する「県産農林水産物」について、次のとおりとする。

(1) 「畜産物」は、次のとおりとする。

ア 一般社団法人日本畜産副産物協会が定める畜産副産物のうち食用に供する畜産副産物（骨、副生物）を含むものとする。ただし、原皮については、食用に供する限り、これに含まれるものとする。

イ 食用牛については、個別認識番号が確認できる12月齢以上かつ60日以内に食用として処理されることが確認できるもの。

ウ 山羊については、60日以内に食肉等として処理されることが確認できるもの、山羊肉及び副生物を含むものとする。

(2) 「鮮魚等」において、ヒトエグサ（アーサ）等の海藻類で、輸送形態により乾燥や塩蔵等が必要と認められるものを含む。

(3) 「モズク」については、塩蔵及び塩抜きされたモズクを含む。

(4) 次に掲げるものは適用を除外するものとする。

ア サトウキビ

イ 食品表示法で定める加工品

2 交付要綱第2条第3号オ「その他、知事が認める団体」とは、以下に掲げるものをいう。

(1) 農地法に規定する農地所有適格法人のうち、農地法第6条の報告を行っているもので、次の①又は②を満たすもの。

① 家計を別にする農家3戸以上が株主又は社員となっていること。

② 家計を別にする常時雇用者を3名以上雇用していること。

(2) 複数の法人で構成する団体で、県産農林水産物の共同出荷を目的とするもの。

(3) 県産農林水産物の出荷を行う法人で、前年度の県外出荷量が次の基準を満たしているもの。

対象区分	青果物	花き	畜産物	鮮魚等	モズク
県外出荷量 (トン/事業年度)	700	2,000	3,000	500	500

第3 補助対象事業者

補助対象事業者は、次の全てを満たさなければならない。

(1) 補助対象事業者名義の口座を保有していること。

(2) 団体の運営が適切に行われており、管理運営体制が整備され、本事務の円滑な実施に支障を生じるおそれがないこと。

(3) 経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書、品目別出荷量に関する帳簿等（これらの定めのない団体にあってはこれに準ずるもの）を備えていること。

- (4) 過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。
- (5) その他、事業実施上の問題がないこと。

第4 交付の対象

- 1 宅配便による一般消費者への輸送費、社内取引に係る輸送費については、補助の対象外とする。
- 2 前号の社内取引とは、法人税の確定申告書に添付する出資関係図に示される完全支配関係のある法人間の取引をいう。

第5 補助金の額

- 1 交付要綱第6条第1号に定める「1キログラムあたりの補助対象経費」とは、年間補助対象輸送費（税抜）から年間県外出荷量を除した得た1キログラムあたりの年平均輸送単価とする。
- 2 補助対象品目毎の輸送区間、方法、重量、金額が請求書等で確認できない場合は、補助の対象としない。
ただし、船舶輸送において、請求書等にコンテナ単位の料金のみが表示されている場合は、実際にコンテナに積載した補助対象品目のケース数及び1ケース当たり重量等から、補助対象品目の総重量や重量単価を確認できる資料を添付すること。
- 2 花きにおいては、品目毎の出荷重量の把握が困難な場合、出荷団体等の出荷データや標準重量等を参考に出荷重量の算定ができるものとする。

第6 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を申請する者は、申請に際し、物流合理化計画を作成し知事に提出しなければならない。ただし、県が行う物流合理化計画策定支援を受けて同計画を策定する場合にはこの限りではない。
- 2 補助金の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 履歴事項全部証明書
 - (2) 直近の税務申告書（受理が確認されるもの）及びその附属書類として次に掲げるもの
 - ・ 法人事業概況説明書等の写し
 - ・ 出資関係図
 - (3) 青色申告事業者であることを証する書類
 - (4) 消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類
 - (5) 補助事業者履行義務誓約書
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書
 - (7) 債権・債務者登録申出書（通帳の写し含む）
 - (8) 本実施要領第2 2の内容を確認する書類

第7 補助事業の内容の変更等

交付要綱第10条第1号中「軽微な変更」とは、交付決定額の20パーセント以内の減額とする（増額の場合を除く）。

第8 遂行状況報告及び実績報告

交付要綱第11条及び第12条に定める報告は、補助金算定の根拠となる品目毎の輸送区間、方法、重量、輸送費支払実績が確認できる書類を添付しなければならない。

附 則

この運用は、令和7年4月1日から施行する。

補助事業者履行義務誓約書

私は、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)補助金交付要綱に定める交付申請を行うにあたり、下記の事項の全てに対して宣誓又は同意します。

- (1) おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)補助金交付要綱及びおきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)補助金実施要領(以下「要綱等」という。)を遵守します。
- (2) 交付申請の要件をすべて充たし、必要な添付書類を漏れなく期日までに提出します。
- (3) 要綱等で定める提出すべき書類は、知事が指示する期限までに提出します。
- (4) 要綱等で定める提出すべき書類の内容に関して、虚偽又は誤謬がないよう十分に注意します。
- (5) 他の申請者又は交付決定を受けた者に対し、自らの都合、不注意もしくは怠慢により、補助金交付の適正かつ円滑な事務の執行を遅滞させる等の迷惑行為をしないことを表明します。
- (6) 交付決定者である沖縄県知事の委任した者(以下「交付決定者」という。)の指示、指導、事情聴取及び立入検査等に誠実に応じることを誓約します。
- (7) 要綱等で定める提出すべき書類に関して、知事が指示する期限までに当該書類を提出できないときは、書類不備として受理されないこと、並びに交付金の算定の対象外となることに同意します。
- (8) 要綱等で定める交付の対象について同意し、他で補填等がある又は可能な経費は交付申請から除く等、適正な算定となるよう努め、交付決定者からの指摘があった場合も誠実に対応します。
- (9) 要綱等に違反する事実を交付決定者が確認したとき、又は要綱等で定める提出すべき書類の内容に関して多数の誤謬があることを交付決定者から指導を受け、同じような誤謬に基づき再指導を受けたときは、交付決定の取り消しがあることを承諾し、当該取り消しの処分を受けたとしても自ら履行すべき義務に違反したことを表明します。
- (10) 交付決定に関する基本的な事実(氏名、住所、補助対象区分、主な品目)、及び補助金交付の基本的な事実(氏名、住所、補助対象区分、主な品目、出荷実績量、補助金交付実績額)が公表されることに同意します。

令和●年●月●日

代表者 法人名
代表者

印

構成員 法人名
代表者

印

法人名
代表者

印

暴力団排除に関する誓約書

私は、令和●年おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)補助金交付要綱に基づく補助金交付申請手続きにあたり、下記の記載内容を誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、沖縄県から、いかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

記

- 私は、次に掲げる事項に該当いたしません。
 - 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - 役員等が暴力団員であると認められる者
 - 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 弊社は、上記1に掲げる事項に該当する者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約を行いません。
- 弊社は、補助事業の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を沖縄県知事に報告するとともに、警察に届けます。

令和●年●月●日

代表者 法人名
代表者

印

構成員 法人名
代表者

印

法人名
代表者

印

【様式例】

共同企業体協定書

(目的)

第1条 本共同体は、「おきなわ農林水産物県外出荷促進事業補助金」(以下「補助金」という。)を活用し、沖縄県産農林水産物の出荷に関する流通の効率化や輸送コストの低減に向け、協同して取り組むことを目的とする。

(名称)

第2条 本共同体は、●●●(以下、「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を●●(住所・企業名)内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和●年●月●日に成立し、その存続期間は令和●年●月●日までとする。
2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
法 人 名
代 表 者

住 所
法 人 名
代 表 者

住 所
法 人 名
代 表 者

(代表者の名称)

第6条 共同体は、●●を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 代表者は共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、補助金に関する申請業務及び交付決定者と調整する権限、並びに自己の名義をもって交付申請事業に関する(概算払金を含む。)の見積、請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務の範囲及び経費)

第8条 各構成員の業務の分担及び分担業務の経費については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

(運営会議)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営会議（以下「会議」という。）を設け、共同体の運営に関する重要な事項について協議の上決定するものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、共同体の履行する義務に関し、連帯して責任を負うものとする。ただし、共同体の金銭債務の負担の履行に関しては、前条の会議で別に定めるときは、この限りでない。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(解散後の交付決定者からの指示)

第13条 共同体が解散した後においても、交付申請事業につき交付決定者から指示があったときは、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第14条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

●●外●社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和●年●月●日

代表者	法 人 名	
	代 表 者	印
	法 人 名	
	代 表 者	印
	法 人 名	
	代 表 者	印